

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	五〇	○技能検定を実施する件	五九
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	五〇	○土地改良事業の工事の完了について届出があった件	五〇
○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	五〇	○公共測量を実施する件	五〇
○漁業法により区画漁業について免許した件	五二	○土地改良法により地積を特に減じて換地を定める土地として指定した件	五二
○漁業法により区画漁業の免許について定めた件	五五	福島県病院局	
○遊漁規則の変更について認可した件二件	五七	○平成二十年福島県病院局有休任期付職員(看護、助産及び薬学)採用候補者登録試験を実施する件	五三
○土地改良法により換地を定めない土地として指定した件	五八	福島県警察本部	
○道路の区域を変更する件	五八	○落札者を決定した件三件	五三
○道路の供用を開始する件	五八	正 誤	
		○平成十五年九月一日付け号外第六十号中	五四
		○平成二十年八月十二日付け定例第二千七百号中	五四

告 示

福島県告示第五百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号))

第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年九月二日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
金山町国民健康保険診療所	大沼郡金山町川口字金洗道上一五五八	指 定 年 月 日	平成一九年九月一四日
小笠原歯科クリニック	福島市蓬萊町四一一一		平成二〇年五月二三日
八巻歯科医院	相馬市中村一八一一〇		同 年 七月二九日
薬のカルテット方木田薬局	福島市方木田字中屋敷一一二九		同 年 八月一日
コスモ調剤薬局五百田店	伊達郡川俣町字五百田二〇一一七		同 (社会福祉課)

福島県告示第五百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年九月二日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
医療法人石英会石川医院	東白川郡塙町塙字本町一〇三一一	廃 止 年 月 日	平成二〇年八月三一日
サーラデンタルクリニック	須賀川市古河一〇五ロックタウン須賀川		同 年 一月二二日
小笠原歯科クリニック	福島市蓬萊町二一一一		同 年 五月二二日
渡部歯科医院	耶麻郡西会津町野沢字館の下甲一〇九一四		同 年 八月七日
			(社会福祉課)

福島県告示第五百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年九月二日

名 称 所 在 地 福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平
 医療法人愛康会ひらの医院 喜多方市熊倉町熊倉字クネ添一四七一 休 止 年 月 日 平 成 二 〇 年 七 月 一 六 日
 (社会福祉課)

福島県告示第六百号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により、区画漁業について平成二十年九月一日次のとおり免許した。

平成二十年九月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 漁場計画の際の公示番号 区第一号
 二 免許番号 区第一号

三 漁業権者の名称及び住所 相馬双葉漁業協同組合 相馬市尾浜字追川一九六番地

四 漁業権の種類 区画漁業権
 漁業の種類、名称及び時期

五 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
 第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 一月一日から二月三十一日まで
 同 わかめ張縄式養殖業 一月一日から翌年四月三〇日まで
 第三種区画漁業 かき養殖業 一月一日から二月三十一日まで
 同 あさり養殖業 同

六 漁場の位置 相馬市尾浜地先

七 漁場の区域
 次の基点第二九号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ四直線と、基点第三五号と各点へ、ホ及び基点第三〇号を順次に結んだ三直線と、各点ヒ、ミ及びシを順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から①の区域を除いた区域

- 基点第二九号 相馬市尾浜字船越地内の標柱
- 基点第三〇号 相馬市尾浜と相馬市磯部との境界の十二本松の標柱
- 基点第三五号 相馬市岩子字中島地内の標柱
- 点イ 基点第一九号から一四〇度三十八分の線上、基点第二九号から一七七・三メートルの点
- 点ロ 点イから二四五度の線上、点イから三三二メートルの点
- 点ハ 点ロから一六五度の線上、点ロから一二メートルの点
- 点ニ 点ハから二五〇度の線上、点ハから四一〇メートルの点
- 点へ 基点第三五号から一〇七度三十八分の線上、基点第三五号から一〇六・七五メートルの点

メートルの点

- 点ホ 基点第三五号から八二度〇八分の線上、点へから一八九メートルの点
- 点ヒ 旧松川地内の通称別荘山南端と最大高潮時海岸線との接点
- 点ミ 松川浦漁港防波堤(囲堤) 突端
- 点シ 点ミから三三〇度一八分の線上、点ミから七五メートルの点
- ① 次の各点コ、テ、ア、サ、キ、ユ及びメを順次に結んだ六直線と、松川浦漁港防波堤(囲堤)と点ミ及びシを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点コ 基点第二九号から三三七度の線上、基点第二九号から一九〇メートルの点
- 点テ 点コから一七一度三十八分の線上、点コから九五メートルの点
- 点ア 点テから一三八度〇八分の線上、点テから一〇〇メートルの点
- 点サ 点アから八〇度〇八分の線上、点アから一九〇メートルの点
- 点キ 点サから三二度〇八分の線上、点サから五五メートルの点
- 点ユ 点キから五一度三十八分の線上、点キから一五メートルの点
- 点メ 点ユから二九度三十八分の線上、点ユから三〇メートルの点
- 点ミ 点メから松川浦漁港防波堤(囲堤)に沿って二二メートルの同防波堤(囲堤) 突端
- 点シ 点ミから三三〇度一八分の線上、点ミから七五メートルの点
- 八 漁業権の制限又は条件
- 1 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、四、五〇〇メートル以内とする。
- 2 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。
- 3 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。
 - (一) 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅二〇メートルの航路
 - (二) 松川港口から岩子に至る幅二〇メートルの航路
 - (三) 松川港口から船溜外側を経て平前に至る幅二〇メートルの航路
- 4 3に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。
- 5 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。
- 九 地元地区 相馬市尾浜
- 十 漁業権の存続期間 平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで
- 十一 その他 方位はすべて真方位による。
- 一 漁場計画の際の公示番号 区第二号
- 二 免許番号 区第二号
- 三 漁業権者の名称及び住所

四 相馬双葉漁業協同組合 相馬市尾浜字追川一九六番地
 漁業権の種類 区画漁業権
 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 漁業の時期 一月一日から二月三十一日まで
 同 わかめ張縄式養殖業 一月一日から翌年四月三〇日まで
 同 こんぶ張縄式養殖業 一月一日から二月三十一日まで

第三種区画漁業 かき養殖業 同
 同 あさり養殖業 同

六 漁場の位置
 相馬市和田地先
 漁場の区域

次の基点第二九号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第二九号 相馬市尾浜字船越地内の標柱
 点イ 基点第二九号から一四〇度三十八分の線上、基点第二九号から一七七・三メートルの点

トルの点

点ロ 点イから二四五度の線上、点イから三二メートルの点
 点ハ 点ロから一六五度の線上、点ロから一二メートルの点
 点ニ 点ハから二五〇度の線上、点ハから四一〇メートルの点

八 漁業権の制限又は条件

1 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、七二〇メートル以内とする。

2 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。

3 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

(一) 松川港船溜外側から和田地区通称平前に至る幅二〇メートルの航路

(二) 平前から和田に至る幅一五メートルの航路及びこの航路から高塚に至る幅九メートル以上の航路

4 3に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

5 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

九 地元地区
 相馬市和田、本笑字西和田、原釜字札の沢及び尾浜字札の沢

十 漁業権の存続期間
 平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

十一 その他
 方位はすべて真方位による。

一 漁場計画の際の公示番号 区第三号
 二 免許番号 区第三号
 三 漁業権者の名称及び住所
 相馬双葉漁業協同組合 相馬市尾浜字追川一九六番地

四 漁業権の種類 区画漁業権
 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 漁業の時期 一月一日から二月三十一日まで
 同 わかめ張縄式養殖業 一月一日から翌年四月三〇日まで
 同 かき養殖業 一月一日から二月三十一日まで
 同 あさり養殖業 同

六 漁場の位置
 相馬市岩子地先
 漁場の区域

次の基点第三五号と、各点へ、ホ及び基点第三〇号を順次に結んだ三直線と、各点フ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から区第五号漁業権漁場の区域を除いた区域

基点第三〇号 相馬市尾浜と相馬市磯部との境界の十二本松の標柱
 基点第三五号 相馬市岩子字中島地内の標柱
 点へ 基点第三五号から一〇七度三十八分の線上、基点第三五号から一〇六・七五メートルの点

トルの点

点ホ 基点第三五号から八二度〇八分の線上、点へから一八九メートルの点
 点フ 相馬市岩子字長谷地古川水門中央から北二四メートルの点
 点リ 点フから八八度一三分の線上、点フから一、二〇メートルの点
 点ヌ 点ルから二八〇度の線上、点ルから二四五メートルの点
 点ル 相馬市磯部字長須庄水門中央から北二〇五メートルの点

八 漁業権の制限又は条件

1 東溝中州棧橋より南九〇メートル(五十間)の位置を基点とし、その北面四・三ヘクター(四町三反歩)を旧飯豊第一漁業協同組合員のうち岩子居住者の行使区域とする。

2 残余の東溝の区域は、旧岩子漁業協同組合員の行使区域とする。

3 清助島と鳥森のそれぞれの南端を結ぶ線を基線とし、それより以北の採苗区域は、旧岩子漁業協同組合員と旧飯豊第一漁業協同組合員岩子居住者との組合員の比率によって平等に行使用すること。

4 前項の基線より以南の区域七・五ヘクター(七町五反歩)は、次の区分によって行使すること。
 (一) 旧飯豊第一漁業協同組合員岩子居住者に対しては、四・三ヘクター(四町三反歩)とする。
 (二) 残余の三・二ヘクター(三町二反歩)は、旧岩子漁業協同組合員が行使用すること。

こと。

5 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

(一) 地島西端付近から文字島を経て岩子船溜りに至る幅二〇メートルの航路

(二) 文字島から大字新田梅川河口に至る幅二〇メートルの航路

(三) 地島西端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅四九メートルの航路

(四) 地島東端付近から機械島西端、鳥森付近を経て大州に至る幅四メートル以上の航路

(五) 地島東端から中州東岸を経て磯部に至る幅二〇メートルの航路

6 5に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

7 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

九 地元地区

相馬市岩子

十 漁業権の存続期間

平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

十一 その他

方位はすべて真方位による。

一 漁場計画の際の公示番号 区第四号

免許番号 区第四号

漁業権者の名称及び住所

相馬双葉漁業協同組合 相馬市尾浜字追川一九六番地

四 漁業権の種類 区画漁業権

漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 一月一日から二月三日まで

同 わかめ張縄式養殖業 一〇月一日から翌年四月三〇日まで

同 かき垂下式養殖業 一月一日から二月三日まで

第三種区画漁業 かき養殖業 同

同 あさり養殖業 同

六 漁場の位置

相馬市新田及び柏崎地先

七 漁場の区域

次の基点第三二号と各点ト、チ、リ及びフを順次に結んだ四直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三一号 相馬市柏崎地内小橋水門北端から北西一〇〇メートルの点

点ト 基点第三二号から三五五度三五分の線上、基点第三二号から一、九一〇メートルの点

トルの点

点チ 点トから一一五度一〇分の線上、点トから三二〇メートルの点

点リ 点チから一五度の線上、点チから五四六・五メートルの点

点フ 相馬市岩子字長谷地古川水門中央から北二四メートルの点

八 漁業権の制限又は条件

1 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、七、二〇〇連以内とする。ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、一〇個以内とする。

2 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのり養殖面積を減じなければならない。

3 区第三号と区第四号との境界線から南に三二五メートル、西岸沖出一四五メートルの総面積四・八ヘクタール(長谷地地内)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来

の実績者の行使区域としなければならない。

4 点リと点チから点フの方向一七〇メートルの点を結んだ線から南寄りに二〇メートルを隔てた平行線を一辺とし、その南側三ヘクタール(角兵衛地区)は、旧新柏

漁業協同組合員のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。

5 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

(一) 新場前から新田梅川河口に至る幅二〇メートルの航路

(二) 鳥森付近を経て大州に至る幅四メートル以上の航路

(三) 長谷地地区入漁区には、堤防沿いに幅一〇メートルの航路

6 5に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

7 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

九 地元地区

相馬市新田、柏崎及び程田字大師前

十 漁業権の存続期間

平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

十一 その他

方位はすべて真方位による。

一 漁場計画の際の公示番号 区第五号

免許番号 区第五号

漁業権者の名称及び住所

相馬双葉漁業協同組合 相馬市尾浜字追川一九六番地

四 漁業権の種類 区画漁業権

漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 一月一日から二月三日まで

同 わかめ張縄式養殖業 一〇月一日から翌年四月三〇日まで

第三種区画漁業 かき養殖業 一月一日から二月三日まで

同
六 漁場の位置
相馬市岩子地先
七 漁場の区域
同
あさり養殖業

次の基点第三二号と各点ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、基点第三三号と各点ラ、ム、ウ、エ、ノ、オ、ク、ヤ、マ及びケを順次に結んだ二〇直線と、最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三二号 相馬市岩子字南萱崎一番地の標柱
基点第三三号 相馬市岩子字大工四一番地の標柱

点ワ 基点第三二号から九〇度の線上、基点第三二号から二四メートルの点

点カ 基点第三二号から六度五五分の線上、基点第三二号から四三〇メートルの点

点ヨ 基点第三二号から三四九度四五分の線上、基点第三二号から六〇〇メートルの点

点タ 基点第三三号から一三度五〇分の線上、基点第三三号から七一四メートルの点

点レ 基点第三三号から一二度三〇分の線上、基点第三三号から六一六メートルの点

点ソ 基点第三三号から〇度三五分の線上、基点第三三号から五六六メートルの点

点ツ 基点第三三号から三二九度四五分の線上、基点第三三号から四八四メートルの点

点ネ 基点第三三号から三二〇度〇五分の線上、基点第三三号から四五二メートルの点

点ナ 基点第三三号から三〇九度五〇分の線上、基点第三三号から三五四メートルの点

点ラ 基点第三三号から一一一度三〇分の線上、基点第三三号から一八四メートルの点

点ム 基点第三三号から一五九度一五分の線上、基点第三三号から一五六メートルの点

点ウ 基点第三三号から二六五度五五分の線上、基点第三三号から一二六メートルの点

点エ 基点第三三号から三三二度三五分の線上、基点第三三号から二八一メートルの点

点ノ 基点第三三号から二〇六度一〇分の線上、基点第三三号から四八〇メートルの点

点オ 基点第三三号から一九〇度一〇分の線上、基点第三三号から四二二メートルの点

点ク 基点第三三号から一五六度三〇分の線上、基点第三三号から二〇八メートルの点

ルの点
点ヤ 基点第三三号から一三二度五〇分の線上、基点第三三号から二四二メートルの点

点マ 基点第三三号から一五五度一五分の線上、基点第三三号から四八六メートルの点

点ケ 基点第三三号から一四七度一五分の線上、基点第三三号から五二二メートルの点

八 漁業権の制限又は条件

1 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

(一) 地島東端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅四メートル以上の航路

(二) 地島東端付近から機械島西端、烏森付近を経て大州に至る幅四メートル以上の航路

2 1に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

3 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

九 地元地区
相馬市尾浜及び岩子

十 漁業権の存続期間
平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

十一 その他
方位はすべて真方位による。

一 漁場計画の際の公示番号 区第六号
免許番号 区第六号

二 漁業権者の名称及び住所
相馬双葉漁業協同組合 相馬市尾浜字追川一九六番地

三 漁業権の種類 区画漁業権
漁業の種類、名称及び時期

四 漁業の種類 漁業の名称
第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 漁業の時期
一月一日から二月三十一日まで

同 わかめ張縄式養殖業 一月一日から翌年四月三〇日まで

同 第三種区画漁業 かき垂下式養殖業 一月一日から二月三十一日まで

同 同 同 同

六 漁場の位置
同 同

七 漁場の区域
同 同

次の基点第三二号と各点ト、チ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ五直線と最大大潮時

海岸線とによって囲まれた区域

基点第三一号 相馬市柏崎地内小橋水門北端から北西一〇〇メートルの点

点ト 基点第三一号から三五五度三分の線上、基点第三二号から一、九一〇メー

トルの点

点チ 点トから一一五度一〇分の線上、点トから三二〇メートルの点

点リ 点チから一五度の線上、点チから五四六・五メートルの点

点ヌ 点ルから二八〇度の線上、点ルから二四五メートルの点

点ル 相馬市磯部字長須庄司水門中央から北二〇五メートルの点

八 漁業権の制限又は条件

1 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、一三、〇〇〇連以内とする。ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、一〇個以内とする。

2 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖冊数を減じなければならない。

3 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

4 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅二〇メートルの航路

3に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

5 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

九 地元地区

相馬市磯部

十 漁業権の存続期間

平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

十一 その他

方位はすべて真方位による。

(水産課)

福島県告示第六百一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許について平成二十年九月二日次のとおり定めた。

平成二十年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公示番号 別表のとおり

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 第二種区画漁業

漁業の名称 別表のとおり

漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

2 漁場の位置 別表のとおり

3 漁場の区域 別表のとおり

三 免許の制限又は条件

1 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。

2 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。

3 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならない。

4 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しなければならない。

5 養魚にあたっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない。

四 免許予定日 平成二十一年一月一日

五 免許の申請期間 平成二十年九月二日から平成二十年九月三十日まで

六 地元地区 別表のとおり

七 漁業権の存続期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

別表

公示番号	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内一区	こい養殖業	本宮市青田字瘡森五三七	大谷池	本宮市
内二区	こい養殖業	本宮市青田字古城久保	銭瓶池	本宮市
内三区	こい養殖業	本宮市岩根字池前一八六	大池	本宮市
内四区	こい養殖業	郡山市富久山町福原字沼下五五の一	宝沢沼	郡山市
内五区	きんぎょ養殖業	郡山市富久山町福原字福原一五七の一、一五八の一	上ノ池	郡山市
内六区	こい養殖業	郡山市富久山町久保田字愛宕三の一	善宝池	郡山市
内七区	こい養殖業	郡山市山崎	五百淵池	郡山市
内八区	こい養殖業	郡山市深沢二九三	酒蓋池	郡山市

内 区 第四六号	内 区 第四五号	内 区 第四四号	内 区 第四三号	内 区 第四二号	内 区 第四一号	内 区 第四〇号	内 区 第三九号	内 区 第三八号	内 区 第三七号	内 区 第三六号	内 区 第三五号
ふな養殖業	ふな養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業
南相馬市小高区大字川房字猿田一三七	南相馬市鹿島区小池字ミタラセ六八の一	南相馬市鹿島区南屋形字除見一六七	西白河郡西郷村大字小田倉字大沢一	西白河郡西郷村大字真船字赤坂五の二	西白河郡矢吹町字大久保四六	西白河郡矢吹町字松房四一	岩瀬郡鏡石町大山五三一	岩瀬郡鏡石町笠石原町六〇	須賀川市舘ヶ岡字上ノ池二五の一	須賀川市越久字延命池二〇	須賀川市仁井田字上ノ池
大谷ため池	北沢ため池	石の宮ため池	黒森ため池	赤坂ため池	牡丹池	松房池	蓮池	逆池	上の池	延命池	七ツ池
南相馬市	南相馬市	南相馬市	西白河郡西郷村	西白河郡西郷村	矢吹町	西白河郡矢吹町	岩瀬郡鏡石町	岩瀬郡鏡石町	須賀川市	須賀川市	須賀川市

(水産課)

福島県告示第六百二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、室原川・高瀬川漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十年八月二十一日次のとおり認可した。

平成二十年九月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 漁業権者の名称及び住所
室原川・高瀬川漁業協同組合 双葉郡浪江町大字権現堂字下川原九四番地の一
- 二 漁業権の免許番号 内共第四号（請戸川）
- 三 変更の内容

第五条第一項の表中

請戸川 塩浸橋上流端から下流全域	五月十五日から六月十五日
高瀬川 畑川発電所排水口から請戸川合流点までの区域	五月十五日から六月十五日
請戸川 大柿ダム下流洪水吐末端下流二〇〇メートルより下流全域	五月一日から第四の項で規定する示する期間の開始
高瀬川 眼鏡橋下流から請戸川合流点までの区域	五月一日から第四の項で規定する示する期間の開始

を

条第一項の表あ組合が定めて公日の前日まで
条第一項の表あ組合が定めて公日の前日まで

に改めた。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十年九月二日

(水産課)

福島県告示第六百三三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第三項の規定により、夏井

川漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十年八月二十一日次のとおり認可した。

平成二十年九月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 漁業権者の名称及び住所
夏井川漁業協同組合 いわき市好間町下好間字渋井一三一番地の三
- 二 漁業権の免許番号 内共第九号(夏井川)
- 三 変更の内容

第四条第一項の表あゆの項中「七月一日」を「六月の第三日曜日」に改めた。

第五条第一項の表幹川夏井川の部中いわき市小川町地内東北電力株式会社夏井川第三発電所放水口から広畑橋橋脚上流端までの区域の項及び田村郡滝根町地内二ツ板橋橋脚上流端から上流及び下流それぞれ五〇〇メートルの区域の項を削り、同表右支夏井川の部及び支川門八川の部を削り、同表支川好間川の部いわき市好間町地内独古内

堰堤下流端から好間川と夏井川との合流点までの区域の項中

六月一日から六月三日まで
九月二十日から十一月三十一日まで

十月
九月二十日から十一月三十一日まで

に改め、同部いわき市好間地内大利第一発電

所放水口から下流同町地内町田橋橋脚上流端までの区域の項を削った。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十年九月二日

(水産課)

福島県告示第六百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業赤井地区に係る換地計画において換地を定めない土地として指定した。

平成二十年九月二日

福島県知事 佐藤 雄平

土地の表示

会津若松市湊町大字赤井字北浅ノ原五五番

同 市湊町大字赤井字廻戸五四番

同 市湊町大字赤井字廻戸六〇番

福島県告示第六百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白河 羽鳥線	西白河郡西郷村大字羽 太字蛙ヶ日向六番地先 から 同 郡同 村大字羽 太字羽太国有林三八林 班ろ小班地先まで	変更前	八・〇 四・五	二四二・六
		変更後	A 八・〇 B 一〇・〇 一・八	二四二・六 一七〇五・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年九月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道二一五号	伊達市霊山町山戸田字日向一六番一地从先から 同 市霊山町山戸田字成合二二番一地从先まで	平成二〇年九 月二日

(道路計画課)

公 告

公告第四百六十三号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、平成二十年年度技能検定試験(後期実施)を次のとおり実施する。
平成二十年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施職種

1 特級

鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金
めつき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器
組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造
内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製
造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造

2 一級及び二級

さく井(ロータリー式さく井工事作業) 金型製作(プレス金型製作作業) プラ
スチック成形用金型製作作業 工場板金(機械板金作業) 数値制御タレットパン
チプレス板金作業) 機械検査(機械検査作業) 機械保全(機械系保全作業) 電
気系保全作業 設備診断作業 電気機器組立て(シーケンス制御作業) 半導体
製品製造(集積回路チップ製造作業) 集積回路組立て作業) プリント配線板製造
(プリント配線板設計作業) プリント配線板製造作業) 鉄道車両製造・整備(走
行装置整備作業) 鉄道車両点検・調整作業) 光学機器組立て作業)
内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業) 空気圧装置組立て(空気圧装置
組立て作業) 油圧装置調整(油圧装置調整作業) 農業機械整備(農業機械整備
作業) 冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業) 婦人子供服製造
(婦人子供既製服縫製作業) 和裁(和服製作作業) 木工機械整備(木工機械修
理作業) 石材施工(石材加工作業) 石積み作業) みそ製造(みそ製造作業)
建築大工(大工工事作業) かわらぶき(かわらぶき作業) 配管(建築配管作業)
型枠施工(型枠工事作業) 鉄筋施工(鉄筋組立て作業) コンクリート圧送施
工(コンクリート圧送工事作業) 防水施工(アスファルト防水工事作業) 合成ゴ
ム系シート防水工事作業) 塩化ビニル系シート防水工事作業) 改質アスファルトシー
トシート工法防水工事作業) カートンウォール施工(金属製カートンウォール工
事作業) ガラス施工(ガラス工事作業) 機械・プラント製図(機械製図手書き
作業) 機械製図CAD作業) 塗装(鋼橋塗装作業) 義肢・装具製作(義肢製作
作業) 装具製作作業)

3 三級

機械検査(機械検査作業) 電気機器組立て(シーケンス制御作業) 建築大工
(大工工事作業) 配管(建築配管作業)

4 単一等級

樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

二 実施方法

技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十年十二月一日(月)から平成二十一年二月二十二日(日)までの間に
おいて、福島県職業能力開発協会(四の2を除き、以下「協会」という。)が別
に指定する日とする。

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

(三) 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ平成二十年十一月二十一日(金)に協会の事務所
に掲示するほか、別途協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種につい
ては、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

平成二十一年二月一日(日)

(2) 一級、二級、三級及び単一等級

検定職種に応じ、次のとおりとする。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査 電気機器組立て 内燃機関組立て 婦人子供 服製造 配管 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工	平成二十一年一 月二十五日(日)
さく井 金型製作 工場板金 鉄道車両製造・整備 空 気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空 気調和機器施工 木工機械整備 石材施工 みそ製造 コンクリート圧送施工 防水施工 カートンウォール施 工 機械・プラント製図	同 年二 月一日(日)
機械保全 半導体製品製造 プリント配線板製造 光学 機器製造 和裁 建築大工 かわらぶき 塗装 義肢・ 装具製作 樹脂接着剤注入施工	同 月八日(日)

(二) 実施場所

四 別途協会から受検者に通知する場所とする。
受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を提出先

福島県職業能力開発協会

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町八番二号

電話番号(〇二四)五二五―八六八一

3 受付期間

平成二十年九月二十九日(月)から同年十月十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、協会配布する。なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円切手を同封して申し込むこと。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

1 手数料の額

(一) 実技試験

(1) 特級

一職種につき一万五千七百円とする。

(2) 一級、二級、三級(職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の訓練生、認定職業訓練を行うための職業訓練施設(就職している者を除く。)

若しくは職業能力開発総合大学の訓練生(これらの訓練生のうち短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている訓練生を除く。)

又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学(短期大学を含む。)、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校の在校生(以下「在校生等」という。)

が受検する場合を除く。)及び単一等級

が受検する場合を除く。)

検 定 職 種	手 数 料
和裁 機械・プラント製図	一職種につき一万五千五百円
機械検査 婦人子供服製造	一職種につき一

万三千元

一職種につき一万五千七百円

さく井 金型製作 工場板金 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 鉄道車両製造・整備 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 木工機械整備 石材施工 みそ製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 ガラス施工 塗装 義肢・装具製作

(3) 三級(在校生等が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
機械検査	八千七百円
電気機器組立て 建築大工 配管	一職種につき一万五百円

(二) 学科試験

一職種につき三千百円とする。

2 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

六 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課又は協会に問い合わせること。(産業人材育成課)

公告第四百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十年九月二日

土地改良事業を行 地区名 土地改良事 施行認可年月日 工事の完了年月日
 った者の名称 業の種類

下郷町土地改良区 中妻 かんがい排水 平成三年一月九 平成三年二月二
 (水路改修) 日 ○日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県病院局病院総務課 (福島市中町 8 番 2 号 電話 (024) 521-7226)

(病院総務課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第 4 5 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通管制システム中央装置の貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。) 第 11 条及び福島県財務規則 (昭和 39 年福島県規則第 17 号) 第 274 条の 11 第 1 項の規定により公告する。

平成 20 年 9 月 2 日

福島県警察本部長 久保潤二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
交通管制システム中央装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- 3 落札者を決定した日
平成 20 年 7 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
住信・松下フイナンスリアルサービス株式会社
大阪府大阪市北区中之島三丁目 2 番 18 号
- 5 落札金額
80,923,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 20 年 6 月 10 日

(会 計 課)

福島県警察本部公告第 4 6 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける汎用電子計算システム機器の貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。) 第 11 条及び福島県財務規則 (昭和 39 年福島県規則第 17 号) 第 274 条の 11 第 1 項の規定により公告する。

平成 20 年 9 月 2 日

福島県警察本部長 久保潤二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
汎用電子計算システム機器 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

3 落札者を決定した日
平成 20 年 8 月 12 日

4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

5 落札金額
783,468,000 円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 20 年 7 月 1 日

(会 計 課)

福島県警察本部公告第 4 7 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証作成事務用システム機器の貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。) 第 11 条及び福島県財務規則 (昭和 39 年福島県規則第 17 号) 第 274 条の 11 第 1 項の規定により公告する。

平成 20 年 9 月 2 日

福島県警察本部長 久保潤二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
運転免許証作成事務用システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- 3 落札者を決定した日
平成 20 年 8 月 12 日
- 4 落札者の氏名及び住所
NEC リース株式会社
東京都港区芝五丁目 29 番 11 号
- 5 落札金額
70,238,700 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日

